

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

地域活動協議会設立より4年が経過し、全10地域において、当初の課題であった民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保した組織運営を行うレベルには概ね至っているが、地域によって成熟度の差が大きくなっている。

更に、当区内における地域活動協議会は、イベント等の実施状況が異なること、運営を担うボランティアが偏在していること等により、協議会ごとに必要とされる支援の質及び量が異なっており、地域の実情に合わせた効果的な支援を、きめ細かく、即時的に実施する必要があることから、非常勤嘱託職員による地域運営アドバイザーを設置することにより、組織運営等について、持続的な支援を、地域の成熟度やニーズ、実情に合わせて重点的かつ効果的に支援するとともに、法人格の取得など地域活動協議会が社会的信用を高めるための取組を行うことを目的とする。また、地域からの認識も一業者としてではなく区役所職員としての対応となるため信頼度が向上し、地域に対する指導・助言について効果を高めることができると考える。

◆実施体制

上記目的を達成するため、区役所内に、「地域運営アドバイザー（ファシリテート及びコーディネートの手法、会計事務、ホームページ等による情報発信並びに会議等運営の知識及びノウハウを有した者を2名）」を配置し、地域実情に応じて地域等に出向き、市民による自律的な地域運営が円滑に行われるよう支援を行う。

◆具体的な業務内容

地域活動協議会の事務局機能充実・確立による自律に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性を確保するための助言指導ほか。ほか、地域活動協議会連絡会において、活動内容の情報交換を行う場の設定など。

- 1 予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の支援に関する事
- 2 事業計画策定、事業実施報告作成に係る指導及び助言等の支援に関する事
- 3 各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の支援に関する事
- 4 区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進に関する事
- 5 地域活動協議会連絡会開催の連絡調整及び、議案書・議事録作成に関する事
- 6 地域活動協議会連絡会からの応相談及び、区から地域活動協議会への連絡に関する事
- 7 地域活動協議会事業の広報業務に関する事
- 8 NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの指導及び助言等の支援に関する事

参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を5ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成 24 年 10 月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10 月からアドバイザーを、11 月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(1) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

中間支援組織のイメージ図

